

諮詢第133号

答申

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、令和2年2月7日付け元建第2556号で行った公文書一部開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、個人を識別できる情報を除き、対象公文書の全部を開示するとの裁決を求めるというものである。

また、予備的主張として、対象公文書の不開示部分である裁判官及び司法委員の発言部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の内容を総合すると、次のとおりである。

- #### (1) 白河簡易裁判所における口頭弁論の内容の開示について

対象公文書である復命書に記載された、白河簡易裁判所における口頭弁論は、口頭弁論調書記載のとおり、原告退席のもと行われた質疑を含めて全て公開の法廷で実施されたものであるから、個人を識別できる情報を除き、全て開示すべきである。

(2) 裁判官及び司法委員の発言について

当該発言は、県の見解や訴訟方針を示すものではなく、訴訟当事者の地位を不当に害するおそれがあるとは認められないから、条例第7条第6号には該当しない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の本件処分の理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 対象公文書の特定について

対象公文書は、「復命書」（平成30年12月20日、平成31年1月24日、同3月7日、同4月18日、令和元年5月23日、同6月27日、同7月25日、同8月28日、同12月12日）及び「裁判（原状回復費用等請求事件弁論準備）の傍聴」（令和元年10月2日、同11月14日）であり、これ以外に対象となる公文書は存在しない。

2 不開示理由について

(1) 条例第7条第2号の該当性について

対象公文書に記載されている個人の氏名、住所、健康状態、家庭・生活関係に関する情報及び事件番号は、個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第7条第2号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示とした。

(2) 条例第7条第6号の該当性について

対象公文書に記載されている報告内容のうち、口頭弁論で原告退席のもと裁判官と県とで質疑が行われた部分及び県の訴訟運営に対する考え方に関する部分は、福島県が被告となり現に係争中の訴訟に関する情報である。

口頭弁論で、原告退席のもと、裁判官と県とで質疑が行われた部分は、裁判官が原告に対し退席を指示し、裁判官と県のみで行われた質疑の内容である。

また、県の訴訟運営に対する考え方に関する部分は、訴訟運営に関する県と委託弁護人との打合せ内容及び県内部での方針決定に関する情報である。

よって、いずれも公にすることで、今後継続して行われる訴訟の当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、条例第7条第6号に該当することから、不開示とした。

第5 審査会の判断

1 公文書の特定について

公文書開示請求書に記載されている内容から、実施機関は、第4の1のとおり対象公文書を特定しており、このことについて審査請求人と実施機関との間に争いはないため、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないものと判断する。

2 不開示情報の該当性について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」としている。

これは、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条各号に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、原則として当該公文書を開示しなければならないという基本的な考え方を定めたものと解される。

実施機関は、条例第7条第2号及び同条第6号に該当することを理由に、第2の2(1)及び(2)に記載の情報について不開示としているが、審査請求人は、それらのうち、(2)の開示を求めていることから、以下、当該情報の不開示情報該当性を検討することとする。

3 条例第7条第6号について

(1) 条例第7条第6号の趣旨及び規定について

条例第7条第6号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、不開示情報とする趣旨の規定である。

同号に規定された、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められる場合を意味するものと解すべきである。

事務又は事業の「適正な遂行」に支障を及ぼす情報か否かを判断するに当たっては、当該支障と当該情報を開示することの公益上の必要性とを比較衡量し、前者が後者を上回る場合にのみ、この不開示情報に該当すると解するのが相当である。

(2) 条例第7条第6号の該当性について

対象公文書に記載されている情報は、県が当事者となっている訴訟に関する裁判所での審理内容及び県と訴訟代理人弁護士との打合せ内容であり、当該情報が条例第7条第6号イの「争訟に係る事務」に関するものであることは明らかと認められることから、以下同号の該当性について検討する。

対象公文書に記載されている報告内容のうち、原告退席のもと、裁判官と県とで質疑が行われた部分については、訴訟進行上、裁判官の判断により、原告と被告を別々に呼び出して質疑を行った際の情報であり、運営上、その内容が公開されるることは通常予定されておらず、原告もその内容を通常では知り得ないものと解するのが相当である。

そのため、当該情報を公にすることにより、開示請求時点において終結していない訴訟について、県側の主張内容が一方的に明らかになり、当該訴訟に影響を及ぼすとともに、別に行われる今後の同種の訴訟にも影響を与える可能性が相当程度認められることから、実施機関の言う、「訴訟の当事者としての地位を不当に害するおそれ」には、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められる。

のことから、実施機関の主張は是認できるものである。

この点、審査請求人は、当該情報は公開の法廷で行われたものであることから全て開示すべきとしているが、その情報が公になっているか否かについては、手続上は公開の法廷で行われたものであっても、当該情報が何人も等しく入手できるものかどうかで判断すべきものである。

本件に照らせば、裁判官と県のみで行われた質疑の内容が、何人も等しく入手できる状態になっていると推認するに足る特段の事情はないことから、開示不開示の決定に当たっては、公になっているか否かではなく、当該情報の性質から判断する必要がある。

また、県の訴訟運営に対する考え方に関する部分については、実施機関の主張によると、県の訴訟代理人である弁護士としては公にされることを想定していない情報であり、情報の性質から見ても、通常は公開されることが想定されていないものと認められる。

そのため、これを公にすることにより、上記同様、当該訴訟に影響を与えるのみならず、別に行われる今後の同種の訴訟にも影響を与える可能性が相当程度認められることから、当該情報を不開示とした実施機関の判断は是認できるものである。

以上のことから、第2の2(2)に記載の情報を条例第7条第6号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は首肯できるものである。

なお、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右しない。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 2年 2月 21日	・実施機関から諮問書及び弁明書(写)を收受
令和 2年 3月 2日	・実施機関を経由して審査請求人の反論書(写)を收受
令和 2年 6月 12日 (第290回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
令和 2年 7月 13日 (第291回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
令和 2年 8月 24日 (第292回審査会)	・実施機関から公文書一部開示決定理由を聴取 ・審議
令和 2年 9月 24日 (第293回審査会)	・審議
令和 2年 10月 20日 (第294回審査会)	・審議
令和 2年 11月 16日 (第295回審査会)	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐藤知恵子	行政書士	
村上 敬子	税理士	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者